

届出制手数料に係る手数料表

サービスの種類及び内容	手 数 料 の 額
求人・求職の申込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介のサービス及び求人と求職の照合その他紹介のサービスに付随するサービス	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 手数料負担者は求人者とします。 50 %
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 手数料負担者は求人者とします。 50 %
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 0 円 活動1日当たり 0 円 成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 手数料負担者は求人者とします。 50 %
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 手数料負担者は関連雇用主とする。 50 %

(注) 手数料が求職者の賃金の50/100(同一事業主が継続雇用した場合、1年間の賃金額を算定基礎)を超える場合は、50/100を限度とする。
消費税は5%(外税)とする

株式会社 Peop

代表取締役 鈴木

